

令和4年（2022年）3月9日

# 「信州健康ゼロエネ住宅の建築手法等」及び 「信州健康ゼロエネ住宅助成金」に関する 講習・説明会のご案内

長野県では、住宅分野における2050ゼロカーボン実現に向け令和4年3月に信州の恵まれた自然環境と森林資源を活かした快適で健康的な「信州健康ゼロエネ住宅」の普及を促進するため、その建築手法等を提示した「信州健康ゼロエネ住宅指針（以下「指針」）」の策定を進めています。

また、指針と連動した助成制度「信州健康ゼロエネ住宅助成金」の実施を予定しています。

つきましては、下記のとおり、昨今の国や県の動き、実例紹介を交えた建築手法等の解説と指針及び助成制度に関する説明会を開催しますので、是非ご参加のうえ、指針内容への理解を深めていただくとともに助成制度の活用をご検討ください。

## 記

開催期間	令和4年3月25日（金） から 令和4年10月頃まで（予定）	
開催方法	YouTube を活用した動画配信（県ホームページ（下記 URL）にリンクを貼ります。） < <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/koushu.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/kenchiku/kenkozeroene/koushu.html</a> > ※開催期間中であれば常時視聴が可能です。	
講習・説明	内容（仮題）	講師等
	1. ゼロカーボンに向けた動き	竹内昌義（東北芸術工科大学教授）
	2. 信州健康ゼロエネ住宅の設計・施工手法	新井優（新井建築工房+設計同人 NEXT） 塩原真貴（株式会社 Reborn）
	3. 指針の概要	上記講師以外は県の担当者が説明します。
4. 信州健康ゼロエネ住宅助成金について		
申込方法	申込不要です。	
助成制度の概要	<p>&lt;新築&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>省エネ性能等（外皮、一次E、太陽光等設置、県産木材利用 等）について指針の最低基準に適合した木造住宅の新築に対して補助（50万円から最大150万円）を行います。</li></ul> <p>※太陽光発電設備（3kW）及び木質バイオマス利用暖房設備（薪ストーブ等）のいずれも設置できない場合は、補助額が上記によらず40万円から最大80万円になります。</p> <p>※指針の最低基準等、基準については裏面をご覧ください。</p> <p>&lt;リフォーム&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>省エネ性能（外皮、一次E）について指針の最低基準に適合した住宅への改修に対して補助（最大100万円）を行います。</li><li>また、上記のほか浴室及び脱衣室又は寝室の部分的な断熱改修若しくはすべての外窓の断熱性能向上に対して補助（最大50万円）を行います。</li></ul>	
問合せ先	長野県建設部建築住宅課 建築企画係 担当：塩川 TEL：026-235-7339（直通） FAX：026-235-7479 電子メール kenchiku@pref.nagano.lg.jp	

【裏面：指針の各基準についての解説】

## 指針の各基準について

(補助金と連動する部分のみ抜粋 (連動しない部分は網掛けをしてあります。))

- 基本項目 (必ず備えるべき内容) と配慮項目 (確保することが望ましい内容) で基準を構成しています。
- 基本項目【外皮性能の強化、一次エネルギー消費量の削減、太陽光発電設備等の設置、県産木材の利用及び住宅の強靭化 (耐震性能及び立地)】については、原則、最低基準に適合する必要があります。
- 基本項目ごとに、推奨基準又は先導基準の選択が可能です。

### <基本項目>

項目		最低基準	推奨基準	先導基準	備考
外皮性能 U <sub>A</sub> : 外皮平均熱貫流率		0.4~0.5	0.28~0.34	0.2~0.23	地域ごと詳細は別表のとおり
一次エネルギー消費量 <sup>※1</sup> の削減		20%以上削減	25%以上削減	30%以上削減	対省エネ基準
県産木材の利用		3 m <sup>3</sup> 又は仕上材 30m <sup>2</sup>	0.12m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上	0.16m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上	
太陽光発電設備等 <sup>※2</sup> の設置		3kW 以上	ゼロエネルギー達成量 <sup>※3</sup> (家電含めず)	ゼロエネルギー達成量 <sup>※3</sup> (家電含める)	
住宅の強靭化	耐震性能	壁量 1.25 倍	壁量 1.5 倍		
	立地等	災害危険区域、土砂災害特別警戒区域を回避	蓄電池の設置 + 左記		

※1 建築物省エネ法に規定する計算方法により、再生可能エネルギーを除き、空調 (暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、その他一次エネルギー消費量は除く。

2 木質バイオマス暖房設備 (薪ストーブ、ペレットストーブ) を含む

3 当該項目におけるゼロエネルギー算出に当たっては、太陽光発電設備による創エネルギーのほか、木質バイオマス暖房設備による暖房一次エネルギー消費量の低減を考慮した結果、正味ゼロエネルギーを達成することをいう。

### <配慮項目>

項目	共通基準	備考
太陽熱利用設備の設置	給湯又は暖房に利用	
伝統技能の活用	瓦、左官壁、畳、建具を取り入れ	

- 配慮項目については、このほか、「景観・周辺環境との調和」、「気密性能の確保」、「HEMS の導入」、「暖房負荷の低減」があります。